

別 紙

ボランティア袋作製及び納入に関する業務委託仕様書

1. 業務名 ボランティア袋作製及び納入に関する業務委託
2. 委託期間 契約締結日から令和8年9月18日まで
3. 業務概要 ボランティア袋の製造及び下関市が指定する市内の場所までの納入に係る業務
4. 納入期限 令和8年8月28日（金）
5. 納入数量 170,000枚
内訳 ボランティア袋（18㍓相当）30,000枚
ボランティア袋（45㍓相当）60,000枚
ボランティア袋（70㍓相当）80,000枚

6. ボランティア袋の仕様

(1) 形状

- ① J I S規格Z 1 7 1 1の規定4図1のU形袋（2）の規格を準用すること。
- ② 原版は、別記1を参照すること。

(2) 色、寸法及び厚さ

- ① 色、寸法及び厚さについては、下表のとおりとする。

色	寸法	厚さ
緑色	(18㍓相当) / 縦625mm×横500mm	0.03mm
緑色	(45㍓相当) / 縦830mm×横650mm	0.04mm
緑色	(70㍓相当) / 縦1000mm×横800mm	0.04mm

- ② 色、寸法及び厚さについては、原則J I S規格を準用し、最終的に市の承認を得ること。
- ③ 寸法については、内容積を下回らないこと。
- ④ 寸法の中には、両脇のマチ幅及び、取手及び結びしろの長さを含むものとする。
- ⑤ 色については、ボランティア袋の中身が見えるようにすること。
- ⑥ 使用する顔料に、鉛・クロム等の有害な重金属を含まないこと。

(3) 材質

- ① 低密度ポリエチレンとすること。
- ② 炭酸カルシウムを混入しないこと。
- ③ 再資源料を含まないこと。
- ④ 焼却しても有毒な物質がでないものとする。

(4) 強度

引張強度、伸び率及び厚さについては、J I S 規格（Z 1702、Z 1711）を準用し、それ以外の定めのない部分についても J I S 規格を準用すること。

(5) 文字色等

- ① 文字の内容は、別記 2 - ①及び別記 2 - ②のとおりとし、ボランティア袋の下部には製造物責任法に基づく警告表示（別記 3 参照）を入れること。
- ② 字体は、ゴシック体とすること。
- ③ 文字の色は、黒色とする。
- ④ 使用するインクは、はっきり文字が読み取れるインクにすること。
- ⑤ 使用するインクに、鉛、クロム等の有害な重金属を含まないこと。
- ⑥ 文字欠けや、色むらがないようにすること。
- ⑦ 水に濡らした手で数回揉んでもインクが剥離しないようにすること。

7. ボランティア袋の外袋の仕様

- ① ボランティア袋の外袋（以下「外袋」という。）からボランティア袋が無理なく 1 枚ごとに取り出せるよう、上部の取出口にミシン目加工を施すこと。
- ② 外袋にエア抜きを施す場合は、パンチ等で穴を開ける方法でエア抜きを施すこと。
- ③ 外袋の材質はポリエチレンとし、色は無色透明とすること。
- ④ ボランティア袋の折り方は、別記 4 のとおり縦 2 回、横 1 回とし、折り方や方向等を統一して外袋に封入すること。

8. 梱包ダンボールの仕様

(1) 形状及び強度

梱包ダンボール（以下「ダンボール」という）は、パレットに10段程度積み重ねた状態で数ヶ月保管するため、それに耐える強度とすること。

（2）文字等

- ① ダンボールの側面4箇所（別記5のとおりボランティア袋のサイズ、入り枚数及び商品コード）を表示すること。
- ② ダンボールの両側面（長面）に梱包年月日又はロット番号を表示すること。
- ③ ダンボールの文字色は、黒色とする。

（3）梱包方法

- ① 梱包単位は、10組（ボランティア袋10枚1組）を1梱包とすること。
- ② ダンボールは、ボランティア袋が隙間なく詰めこめ、かつ、梱包の状態により丸みを帯びないものであること。
- ③ ボランティア袋のダンボールへの詰め方は、上から見た状態で、外袋を横に2組並べ、それぞれ5組ずつ積み上げて、計10組を1梱包するものとする。
- ④ ダンボール開封時の破損を保護するため、積み上げたボランティア袋の上部に紙等を挿入すること。

9. 納品

（1）納品場所

納入場所については、下関市内とし、市が指定する場所に荷降ろしまで行うこと。

（2）納品状態

- ① パレットで種類ごとに分けて納入することとし、パレットへの段ボール積載は各段同数を組み違いに積載すること。

また、積載後の高さは、パレットを含め1.15メートル以内となるように積載をすること。

なお、パレットへの積載方法は別途指示をする。

- ② パレットは木製、二方向挿し片面パレット、一辺1.1メートル四方

の製品を使用すること。

- ③ 輸送時の荷崩れを防止するため、荷崩れ等を防止するためパレットを積み重ねて輸送しないこと。

また、輸送時の荷崩れを防止するため、シュリンクラップ等により荷崩れ等の防止措置を行ったうえで、パレットごと納入すること。

なお、シュリンクラップ等による荷崩れ等の防止措置は、パレットから行うものとし、パレットの返却に係る一切の経費は受託者の負担とする。

- ④ 納品時に荷崩れ等によってダンボール、ボランティア袋等が破損した場合は、速やかに無償交換すること。

10. 品質管理

(1) ロットの管理

- ① 不良品対策及び品質管理に万全を期すため、1組毎にロット番号を容易に確認できる方法で記入し、品質管理の徹底を図ること。
- ② ロット番号等により、製造日、製造ライン、原反、外袋への封入、ダンボールへの梱包が管理できるものとする。
- ③ 受託者は、ロット番号の数量データを、納品日から3年間は保管すること。

(2) 製造前の検査

- ① ボランティア袋の原版の提出

ボランティア袋のサンプルを作製する前に、ボランティア袋の寸法、文字、形状等を確認できる原寸大の原版を市に提出すること。原版の検査に合格した後、ボランティア袋のサンプルの作製を開始することとする。

- ② ボランティア袋のサンプルの提出

ボランティア袋を作製する前に、見本となるサンプルを市に提出すること。サンプルの検査に合格した後、ボランティア袋の作製を開始することとする。

- ③ ボランティア袋の引張強度、伸び率、厚さの検査及び報告

ボランティア袋について公的機関が交付する分析試験結果報告書を、

サンプルの検査に合格後、速やかに市に提出すること。

④ ダンボールの文字内容等の提出

ダンボールを作製する前に、文字内容が確認できるものを市に提出すること。市の検査に合格した後、ダンボールの作製を開始することとする。

(3) 製造時の検査

作製工場において、ボランティア袋の作製時に、ロット番号ごとに3組ずつ抜き取り、ボランティア袋の寸法、外観、圧着強度の検査と、外袋の圧着強度の検査を行い、検査結果を、納品時までに市に提出すること。

(4) 納品時の検査

① 納品時にロット番号と、その数量の検査結果を市に提出すること。

② 納品時に納品数量とは別に市の検査用としてボランティア袋のダンボール（100枚入り）1箱を納品すること。

なお、市の検査用として納品したものについては、①の検査結果に含めないものとする。

1.1. 不良品の対応

市から、ボランティア袋、外袋、ダンボールの汚損、破損等の不良品の報告があった場合は、受託者の責任において、速やかに良品と無償交換すること。

また、原因及び既存の在庫への影響度等を速やかに市に報告するとともに、調査報告書を市に提出すること。

1.2. 製造場所

① ボランティア袋の製造工場は、信頼できる国内工場又は海外工場で作製するものとし、いつでもボランティア袋の品質確認等のために、市による検査を受け入れなければならない。なお、当該検査に係る一切の経費は受託者の負担とする。

② ボランティア袋製造の工程によって製造工場が分かれる場合は、事前に市に報告すること。

1.3. 積算内訳書の提出

受託者は、落札後速やかに、ボランティア袋の製造単価表（版代含む）

を市に提出すること。

14. その他

① 受託者又は受託者がボランティア袋の製造を再委託した業者の過失により、ボランティア袋が流通できなくなった場合は、当該数量のボランティア袋を市が指定する期日までに、市に納品するものとする。

なお納品にかかる必要経費の一切は、受託者の負担とする。

② ボランティア袋製造及び流通に係る業務において、当仕様書に記されていない事項が生じた場合は、市と受託者が協議の上、決定するが、合意に達しない場合は、市の指示に従うものとし、受託者の一方的な解釈による実施は許されないものとする。

以 上